

奨学金事業への理解を深めていただくために

〔報道等を見て関心を持ってくださった皆様に向けたデータ集〕

平成28年10月

独立行政法人 日本学生支援機構

目次

はじめに	2	返還期限猶予制度	31
1. 理念		減額返還制度	33
教育の機会均等	5	5. 延滞した方への働きかけ	
日本学生支援機構の奨学金事業	7	返還金の大切さ	37
2. 事業の規模		住所不明者	39
これまで支えてきた人たち	9	延滞3か月まで	41
年間の貸与規模	11	延滞4か月から9か月	42
どれだけの学生が貸与を受けているか	13	機関保証	43
平均貸与総額	15	法的処理	45
総貸付残高・要返還債権貸付残高	17	訴訟件数	47
3. 奨学金の返還		6. その他（誤解されがちなこと、知られていないこと）	
返還者数	21	第二種奨学金（有利子）の貸与利率	51
延滞額	23	個人信用情報機関	53
新規返還者の返還率	25	特に優れた業績による返還免除制度	55
3か月以上延滞者の人数	27	学生支援寄附金	57
4. セーフティネット		おわりに	59
セーフティネット	30		

はじめに

最近、JASSOの奨学金に関する様々な報道等がなされています。これらの報道の一部には、奨学金事業に対する誤解に基づくものも散見されます。

JASSOでは、このような報道等の影響により、将来、奨学金の貸与を受けて大学等へ進学を希望していた学生・生徒の方々が、不要な不安感を煽られ、進学すること自体を諦めてしまわないか、このことを私たちは最も懸念しています。

このようなことが生じないよう、奨学金事業への理解を深めていただくため、このデータ集を作成しました。奨学金事業に関心を持つ皆様に、是非ともご覧いただきたいと思えます。

1. 理念

教育の機会均等

JASSOの奨学金事業は、日本国憲法第二十六条第一項

「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じてひとしく教育を受ける
権利を有する」

の定めによる「教育の機会均等」の理念の下、実施されている国の事業です。

意欲と能力があるにも関わらず、経済的理由により高等教育機関への進学を諦めることがないように学生を支援することが、JASSOの奨学金事業に求められた役割です。

日本国憲法（昭和二十一年十一月三日憲法）

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

教育基本法（平成十八年十二月二十二日法律第百二十号）

（教育の機会均等）

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

二 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

三 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年六月十八日法律第九十四号）

（機構の目的）

第三条 独立行政法人日本学生支援機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

JASSOは、教育の機会均等の理念の下、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な方に対する**国の奨学金事業等の学生支援事業を実施するために設置された独立行政法人**です。

昭和18年10月 **大日本育英会**



昭和28年8月 **日本育英会**



平成16年4月 **日本学生支援機構**

国の奨学金事業のはじまりは、昭和18年10月に創設された「大日本育英会」にまでさかのぼります。

昭和19年4月29日には、天皇陛下（昭和天皇）から金100万円のご内帑金を下賜いただき、これらの資金を基として奨学金事業がはじめられました。

創設当初、国の奨学金制度を「給付制」にすべきか、「貸与制」にすべきか議論がありましたが、限られた国家財政の中で、より多くの若者を支援することができる等の理由により、「貸与制」が採用されることになりました。

「教育の機会均等」の理念の下実施されている奨学金事業の志は、平成16年4月に独立行政法人として設立された日本学生支援機構（JASSO）にも引き継がれています。

2. 事業の規模

1,203万人

17兆円

昭和18年度から平成27年度までの73年間に、JASSO（旧大日本育英会、旧日本育英会）が奨学金を貸与した学生数*と貸与金額の累計です。

これまで、奨学金事業は、多くの学生を支援し、我が国の高等教育を支えてまいりました。

※ 「学生数」は、延べ人数です。

全て返還完了に至りました。本当に感謝しております！ありがとうございました。奨学金制度を利用して無事に卒業でき社会に出て早十四年目になります。私と同じような境遇に置かれていて、これから大学進学を考えている後輩達にエールを！

奨学金の返還が完了した方から

高校から大学まで、奨学金があったおかげで無事に卒業することができました。本当にありがとうございました。現在、地元で就職して14年目を迎えました。学生の頃を振り返って、しみじみと奨学金のありがたさを噛みしめているところです。

私が中学生の時に親が離別し、母親と子3人の生活になりました。母が3人の子どもを育てるのは並大抵の苦勞ではなかっただろうと、自分も家庭を持つようになってしみじみと感じています。私と兄は、母親の理解と奨学金のおかげで大学に進学することができました。大学では寮生活だったため家賃等も安く、奨学金とアルバイト代のみで過ごすことができ、親の負担を減らすことができたと思っています。毎月返還しているお金が別の学生の支援につながっているのだらうと思ひ、滞納だけはしないようにしたつもりでしたが、何回か引き落としができないことがあり、ご迷惑をおかけしたこともありました。今後とも、一人でも多くの学生がお金の心配をすることなく学業に専念できるように、引き続き奨学事業にご尽力いただきますよう心から願ひ申し上げます。

奨学金の返還が完了した方から

先日奨学金返還完了のお知らせをお送りいただきました。長きにわたり大変お世話になりました。ありがとうございました。今後も奨学金制度を利用してより多くの方が豊かな学びの機会を得られることを願っております。

奨学金の返還が完了した方から

この度は、修士2年間の奨学金援助ならびに返還の全額免除に認定頂きましたことにつきまして、感謝の意を述べたくお手紙差し上げました。おかげさまでこの3月に無事博士課程を修了し、4月より、博士後期課程への進学が叶いました。修士の2年間、多大な奨学金をご援助頂けたことで経済的に大変助かりました。

バイト等に時間を費やすことなく、大事な研究に存分に集中できたことは本当に恵まれていたと感じております。経済的に安心できたからこそ、研究活動に邁進でき、全額免除に認定頂けるような成果をあげることができました。研究以外にも様々な課外活動での取り組みにも力を入れることができ、学んだことは数知れません。博士後期課程では、これまでの経験や知見を活かして、独創的かつ魅力的な研究を行っていくためにも「勝って兜の緒を締めよ」という気持ちで、現状に満足せず、常に向上を心を持って勉学に励んでいく所存です。これまで頂いたものを社会に還元できるような研究成果・社会貢献を残すためにも日々精進して参ります。2年間ご支援頂きまして誠に有り難う御座いました。

「特に優れた業績による返還免除制度」により返還免除となった方から

奨学金の返還を完了した、または返還免除となった元奨学生から、毎年、奨学金事業に対するたくさんの感謝の声をいただいています。

132万人

1兆円

平成27年度には、132万人の学生に1兆638億円の奨学金を貸与しました。

1年間に、これだけ多くの学生がJASSOの奨学金を活用して、高等教育機関での勉学に励んでいます。

奨学金の貸与者数・貸与額（実績）の推移

	貸与金額		貸与者数			
		第一種奨学金 (無利子)	第二種奨学金 (有利子)	第一種奨学金 (無利子)	第二種奨学金 (有利子)	
平成16年度	6,599億円	2,488億円	4,112億円	931千人	418千人	513千人
17	7,250億円	2,522億円	4,727億円	978千人	401千人	577千人
18	7,818億円	2,524億円	5,294億円	1,009千人	377千人	632千人
19	8,250億円	2,473億円	5,777億円	1,037千人	349千人	688千人
20	8,925億円	2,479億円	6,446億円	1,110千人	348千人	762千人
21	9,596億円	2,486億円	7,110億円	1,181千人	358千人	823千人
22	10,118億円	2,527億円	7,591億円	1,231千人	362千人	869千人
23	10,586億円	2,565億円	8,021億円	1,290千人	379千人	910千人
24	10,815億円	2,676億円	8,139億円	1,319千人	402千人	917千人
25	10,933億円	2,811億円	8,123億円	1,339千人	427千人	912千人
26	10,805億円	3,011億円	7,794億円	1,336千人	462千人	874千人
27	10,638億円	3,158億円	7,480億円	1,324千人	487千人	837千人

※ 上記の「貸与金額」および「貸与者数」には、海外留学奨学金分を含んでいます。

ここ数年、奨学金全体の事業規模は、微減傾向にありますが、国による「『有利子から無利子へ』の流れの加速」の方針の下、**第一種奨学金（無利子）**は拡充されています。



38%

2.6人に1人

平成27年度には、高等教育機関^{※1}の学生等（348万人^{※2}）のうち、132万人がJASSOの奨学金の貸与を受けました。

38.0%（2.6人に1人）の学生がJASSOの奨学金を利用していることになり、奨学金事業は、今や、我が国の重要な社会インフラとなっていると言えます。

※1 ここでは、大学、短期大学、大学院、高等専門学校及び専修学校（専門課程）を指しています。

※2 大学・短期大学・高等専門学校の学生数は学校基本調査報告書、大学院・専修学校（専門課程）の学生数は日本学生支援機構調査によります。

平成27年度

(単位：人)

	奨学生数 (A)	学生数 (B)	割合 (A/B)	何人に 1人
大学	976,387	2,556,062	38.2%	2.6
短期大学	56,838	127,836	44.5%	2.2
大学院	66,653	197,747	33.7%	3.0
高等専門学校	4,923	54,391	9.1%	11.0
専修学校 (専門課程)	218,799	542,651	40.3%	2.5
合計	1,323,600	3,478,687	38.0%	2.6

【参考】平成16年度

(単位：人)

貸与人員 (A)	学生数 (B)	割合 (A/B)	何人に 1人
588,249	2,505,923	23.5%	4.3
47,878	225,995	21.2%	4.7
80,178	202,554	39.6%	2.5
6,605	56,076	11.8%	8.5
103,453	628,630	16.5%	6.1
826,363	3,619,178	22.8%	4.4

※ 大学・短期大学・高等専門学校の学生数は各年度における学校基本調査報告書、大学院・専修学校（専門課程）は各年度の日本学生支援機構調査によります。

JASSOが発足した平成16年度には、全学生数に対するJASSOの奨学金の受給者の割合は22.8%でしたが、平成27年度には、その割合が38.0%となっています。

第一種奨学金 **236万円**

第二種奨学金 **343万円**

平成28年3月に貸与が終了した奨学生(大学(学部)) の、1人当りの平均貸与総額※です。

奨学金は、必ず返還いただかなければなりません。奨学金の申込みをする前に、

- 本当に必要な最小限の金額はどのくらいなのか、
- どれだけの貸与を受けたら、卒業後、何年間かけて、毎月いくら返還するのか

を十分に考え、理解した上で、ご利用いただきたくことが大切なことです。

※ 1人が複数の奨学金の貸与を受けた場合には、複数人として計算しています。

第一種奨学金（無利子）

私立大学（学部）で月額54,000円の貸与を4年間（48か月）受けた場合（自宅からの通学）

返還総額	月賦返還額	返還年数
2,592,000円	14,400円	15年

第二種奨学金（有利子）

月額80,000円の貸与を4年間（48か月）受けた場合（利率固定方式0.16%〔平成28年3月貸与終了者〕）

返還総額	元金	利息	月賦返還額	返還年数
3,904,917円	3,840,000円	64,917円	16,270円	20年

毎月の奨学金の返還額（月賦返還額）や返還年数は、20年の期間内で貸与総額に応じて決定します。
上記のような代表的な例で言うと、返還月額は、概ね15,000円前後となります。

総貸付残高

9兆円

返還を要する債権

6兆円

平成27年度末現在、奨学金の総貸付残高は8兆9232億円^{※1}となっています。また、このうち、卒業等により返還段階に入った返還を要する債権額は6兆4803億円^{※2}です。

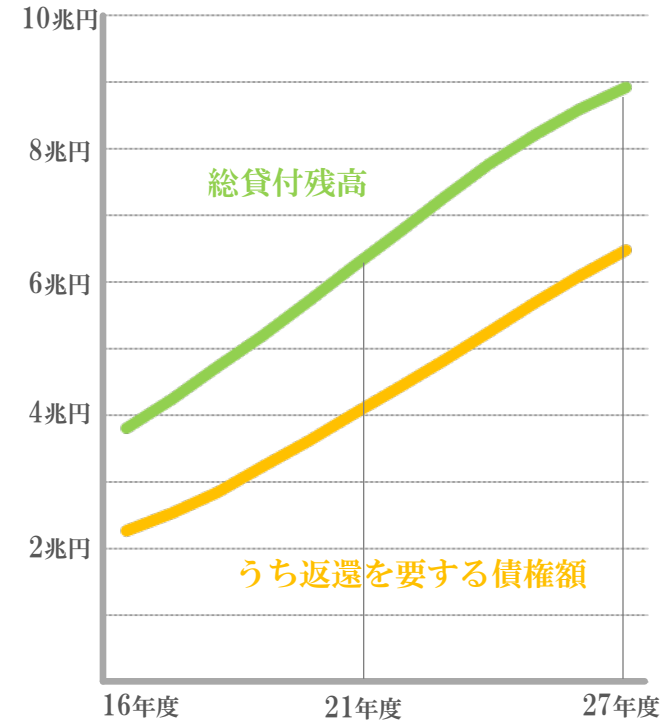
JASSOは、これだけ大きな金額の奨学金を確実に次の世代へと引き継ぐ使命を負っています。

※1 大学等に在学中で現に奨学金の貸与を受けている学生への債権と、卒業等により返還段階に入った債権とを含む全債権の残高です。

※2 総貸付残高のうち卒業等により返還段階に入った債権の残高で、返還期限猶予中の債権を含みます。なお、大学等に在学中で、現に貸与を受けている学生への債権は含みません。

	総貸付残高 ※1	
		(うち返還を要する債権) ※2
平成16年度末	37,997億円	22,568億円
17	42,518億円	25,275億円
18	47,243億円	28,503億円
19	52,010億円	32,354億円
20	57,072億円	36,145億円
21	62,337億円	40,139億円
22	67,576億円	44,179億円
23	72,760億円	48,204億円
24	77,656億円	52,547億円
25	82,126億円	56,878億円
26	86,042億円	61,018億円
27	89,232億円	64,803億円

総貸付残高と返還を要する債権額の推移
(グラフ)



※1 大学等に在学中で現に奨学金の貸与を受けている学生への債権と、卒業等により返還段階に入った債権とを含む全債権の残高です。

※2 総貸付残高のうち卒業等により返還段階に入った債権の残高で、返還期限猶予中の債権を含みます。なお、大学等に在学中で、現に貸与を受けている学生への債権は含みません。

JASSOが発足した当初と比較して、**総貸付残高は2.3倍**、**うち返還を要する債権額は2.9倍**になりました。これらの金額は年々増加しています。

3. 奨学金の返還

393万人

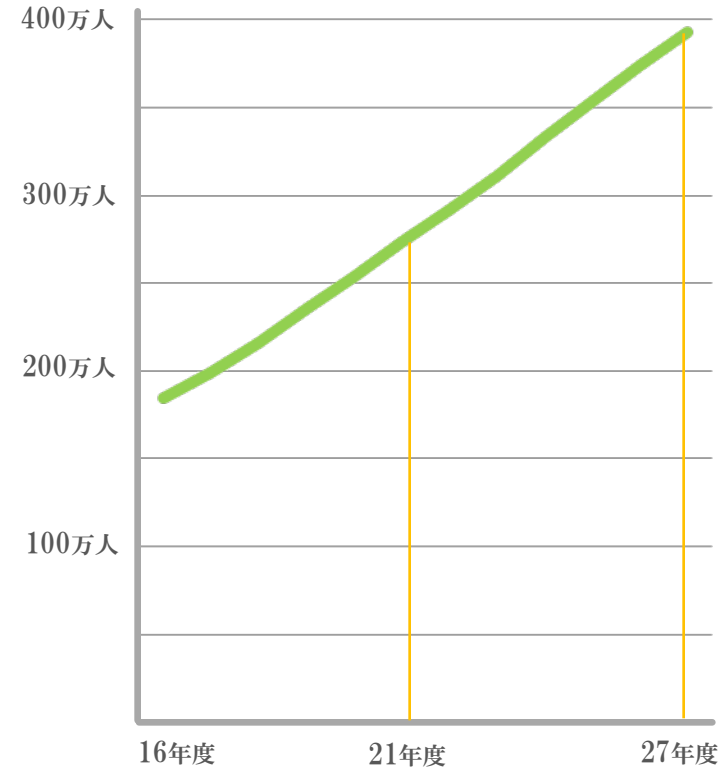
平成27年度末時点で既に奨学金の返還を開始している返還者の数※です。

先輩奨学生（返還者）から奨学金を返還いただくことによって、多くの後輩奨学生へ奨学金を繋ぐことができます。

※ 卒業等により返還段階に入った方の人数で、返還期限猶予中の方を含みます。また、大学等に在学中で現に貸与を受けている学生の方は含みません。

	返還者数
平成16年度末	1,848千人
17	1,989千人
18	2,156千人
19	2,356千人
20	2,538千人
21	2,731千人
22	2,920千人
23	3,117千人
24	3,334千人
25	3,535千人
26	3,741千人
27	3,928千人

返還者数の推移（グラフ）



JASSOが発足した当初と比較して、**返還者数は2.1倍**になっています。このように、年々返還者数が増加する中で、JASSOは業務の効率化を図りながら、奨学金を次の世代へと繋げられるよう努めています。

880億円

平成27年度末時点の奨学金の延滞額※です。

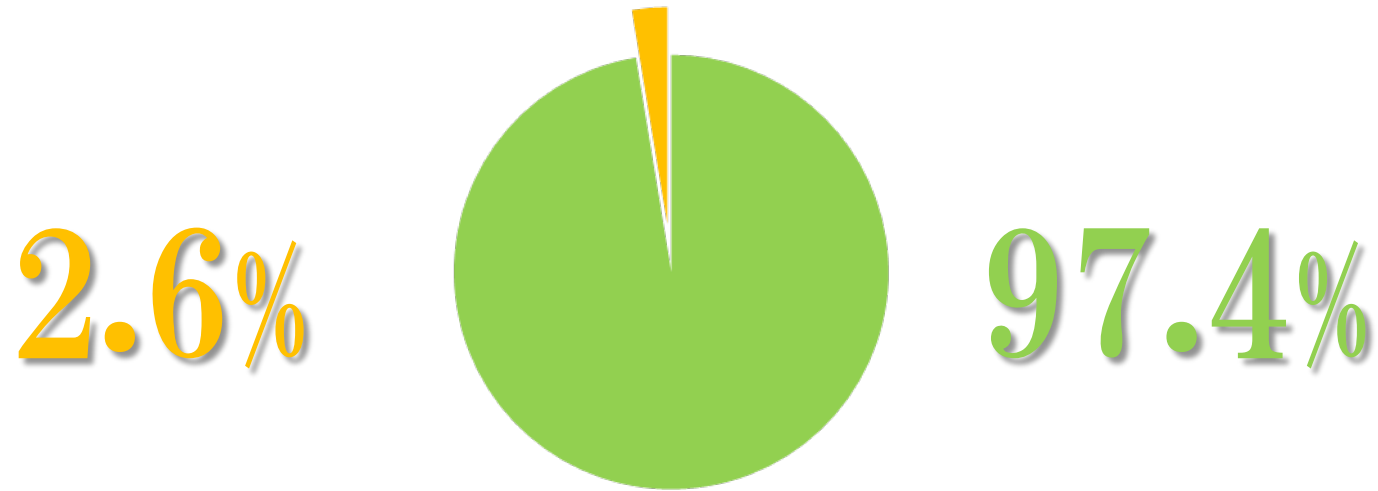
残念ながら、これだけの金額が、入金も返還期限猶予等の手続きも無いまま、延滞になっています。

奨学金の原資は、返還金や国民の皆様が納めた税金等による公的資金です。これらの延滞額の返還がなければ、国民の皆様の負担による補填や、将来の若者への貸与の規模の縮小に繋がりがねません。

※ 当該年度末時点で1日以上未返還となっている返還期限が到来した割賦金の合計です。返還期限が到来していない割賦金は含まれていません。

	返還を要する債権額 (A)	うち延滞額 (B)	(B) / (A)
平成16年度	22,568億円	507億円	2.2%
17	25,275億円	562億円	2.2%
18	28,503億円	614億円	2.2%
19	32,354億円	660億円	2.0%
20	36,145億円	723億円	2.0%
21	40,139億円	797億円	2.0%
22	44,179億円	852億円	1.9%
23	48,204億円	876億円	1.8%
24	52,547億円	925億円	1.8%
25	56,878億円	957億円	1.7%
26	61,018億円	898億円	1.5%
27	64,803億円	880億円	1.4%

返還を要する債権額が増加の一途を辿る一方で、延滞額の割合は小さくなっています。また、延滞額もここ2年間は減少しています。



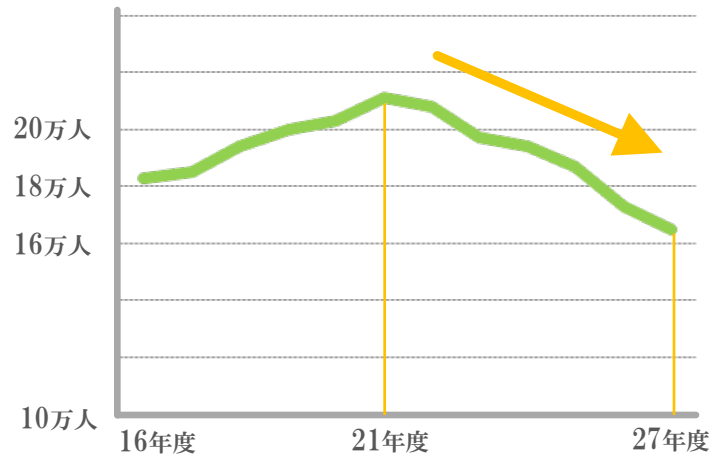
平成27年度の新規返還者の返還率※は、97.4%となっています。返還を要する金額に占める未返還となっている金額の割合は、わずか2.6%に過ぎません。

このように、大部分の方からしっかりと返還いただいております。また、返還が困難なご事情がある場合には、返還期限猶予制度や減額返還制度を利用いただいております。

※ 平成27年度から新たに返還を始めた返還者の「平成27年度中に返還をしなければいけない割賦金」に対する「年度末までに返還された金額」の比率です。

	要返還額 (A)	返還額 (B)	(B) / (A)
平成16年度	120億円	112億円	93.4%
17	131億円	123億円	93.8%
18	151億円	141億円	93.7%
19	170億円	161億円	94.7%
20	174億円	168億円	96.3%
21	184億円	177億円	96.0%
22	188億円	182億円	96.4%
23	197億円	190億円	96.7%
24	215億円	208億円	96.8%
25	228億円	221億円	97.0%
26	240億円	233億円	97.2%
27	246億円	239億円	97.4%

新規返還者の返還率は、年々、高くなっています。これは、**学校のご担当者の皆様にもご協力いただきながら、奨学生の奨学金制度に対する理解の促進**に努めてきたことのあらわれだと考えています。



21万1千人
▼
16万5千人

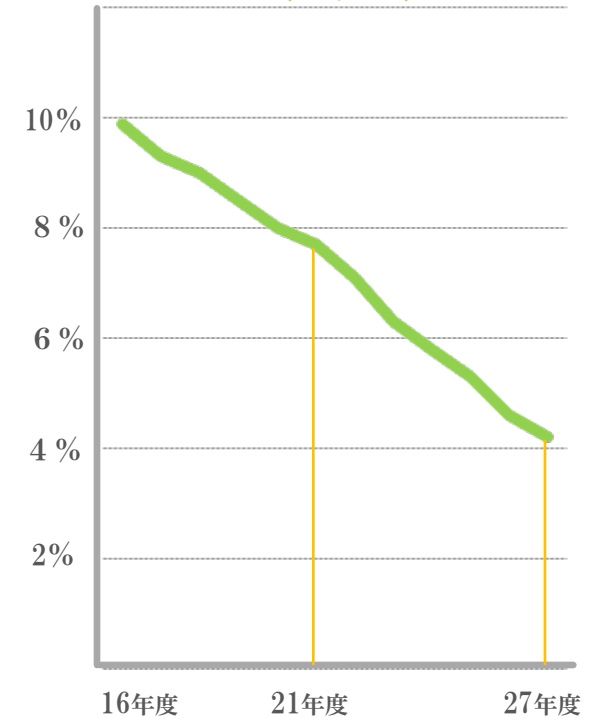
返還が3か月以上延滞した方の人数は、平成21年度末には21万1千人でしたが、以降、**毎年度減少**しており、平成27年度末には16万5千人となりました。

JASSOでは、例えば、次のような取組により、延滞者数の縮減に努めています。

- ① 返還期限猶予制度や減額返還制度などのセーフティネットの充実
- ② 文書や電話での返還者への働きかけ（返還の督促やセーフティネットの案内）
- ③ 奨学金返還相談センターの設置による相談体制の充実 など

	返還者数 (A)	1日以上の 延滞者数 (B)	B/A	3か月以上の 延滞者数 (C)	C/A
平成16年度末	1,848千人	249千人	13.5%	183千人	9.9%
17	1,989千人	262千人	13.2%	185千人	9.3%
18	2,156千人	281千人	13.0%	194千人	9.0%
19	2,356千人	297千人	12.6%	200千人	8.5%
20	2,538千人	310千人	12.2%	203千人	8.0%
21	2,731千人	336千人	12.3%	211千人	7.7%
22	2,920千人	341千人	11.7%	208千人	7.1%
23	3,117千人	331千人	10.6%	197千人	6.3%
24	3,334千人	334千人	10.0%	194千人	5.8%
25	3,535千人	334千人	9.4%	187千人	5.3%
26	3,741千人	328千人	8.8%	173千人	4.6%
27	3,928千人	328千人	8.3%	165千人	4.2%

返還者に占める3か月以上延滞者の割合
(グラフ)



3ヶ月以上延滞している返還者数は、平成21年度をピークとして減少し続けています。「1日以上の延滞者数」には、残高不足等によりうっかり延滞してしまった方も含まれています。そのような方も、その後の入金や返還期限猶予等の申請により、その多くが3か月以内に延滞を解消しています。

全返還者に占める3か月以上の延滞者の割合は平成16年度以降一貫して減少し続けています。平成27年度末時点では、その割合は4.2%にしか過ぎず、ほとんどの方から、きちんと返還や返還期限猶予制度等の申請をいただいています。

4. セーフティネット

セーフティネット

奨学金を返還したくても、返還できないこともあると思います。

そのような場合に備えて、次のようなセーフティネット（救済制度）が用意されています。

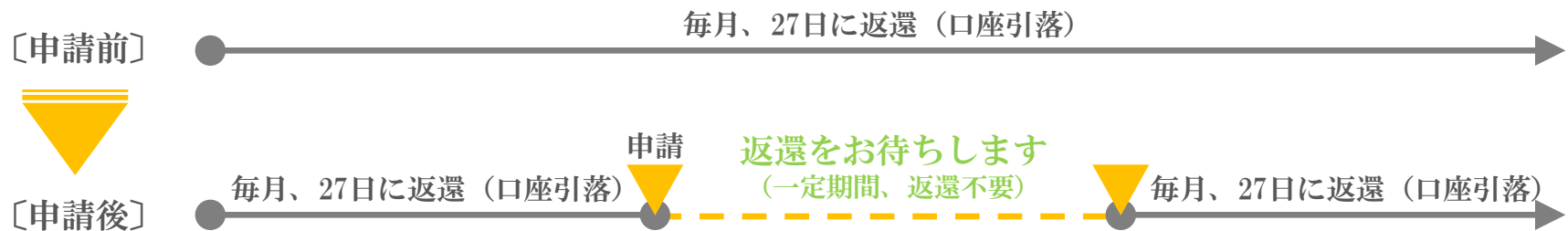
- ① 返還期限猶予制度
- ② 減額返還制度
- ③ 死亡・心身障害による返還免除制度

JASSOでは、返還困難な事情がある場合には、放置せずに、必ずご相談いただき、延滞状態に陥る前に、是非とも、これらのセーフティネットを活用いただきたいと思います。

一定期間、返還をお待ちします

事情があつて返還が困難な場合、奨学金の返還期限を先延ばしにして、一定期間、返還をお待ちする制度があります。これが「返還期限猶予制度」です。

(制度のイメージ)



【このような場合に返還が猶予されます※】

傷病、災害、生活保護受給中、入学準備中、失業中、経済困難、産前休業・産後休業または育児休業、在学中、海外留学中 など

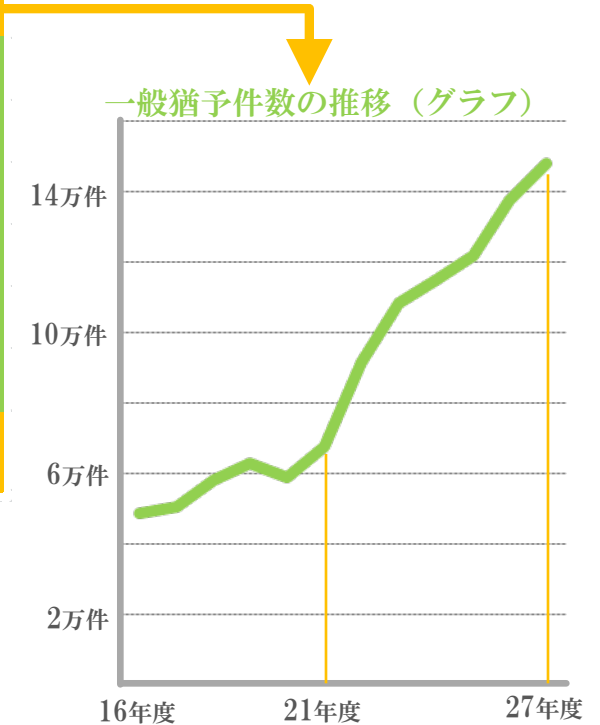
※ 適用期間は通算10年間が限度ですが、次の場合は制限年数はありません。⇒傷病、災害、生活保護受給中、産休・育休、在学中、海外留学など

※ 第二種奨学金（有利子）の場合、猶予されている期間は新たな利息はかかりません。

返還猶予承認件数の推移

(単位：件)

	平成 16 年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
在学猶予	111,978	111,020	115,656	127,063	110,597	121,808	136,276	140,973	142,599	149,331	152,879	150,279
一般猶予	48,531	50,612	58,014	62,850	58,859	67,552	91,492	108,362	114,938	121,803	137,561	148,090
病気	4,548	5,272	6,524	7,484	7,387	7,061	8,335	8,443	8,970	9,622	9,295	9,152
災害	789	576	203	178	55	15	101	2,813	1,123	769	551	329
生活保護	671	771	890	1,016	1,042	1,475	2,092	3,843	4,613	5,564	3,411	3,850
入学準備	3,142	2,615	2,455	2,500	1,548	852	1,064	1,106	827	598	518	399
経済困難、失業、 育児休業、ほか	39,381	41,378	47,942	51,672	48,827	58,149	79,900	92,157	99,405	105,250	123,393	133,337
所得連動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	393	1,023
合計	160,509	161,632	173,670	189,913	169,456	189,360	227,768	249,335	257,537	271,134	290,440	298,369



「返還期限猶予制度」を利用するためには、毎年、JASSOへ申請いただくことが必要です。平成27年度には29万8千件の申請を承認しました。このように、返還困難なご事情のある多くの方に、この制度を活用いただいています。

また、周知徹底の取組等により、利用者は年々増加しています。特に、経済困難等を理由とした一般猶予の件数は、平成16年度の3倍以上に増加しています。

割賦金額を半分に減額

例えば、『毎月、14,000円を返還するのは厳しいな… 半分の7,000円なら返せるんだけど…』ということもあると思います。そのような場合には、月々の割賦金額を半分にする「減額返還制度」があります。

返還期限猶予制度と同様に、返還が困難である場合にはこの制度を利用することができます。

月々の返還額が少なくなる分、返還期間は長くなってしまいますが、将来の返還の負担を小さくするためにも、是非ともご活用いただきたいと思います。

※ 返還期間が長くなりますが、第二種奨学金（有利子）の利息の支払額は変わりません。

	減額返還承認件数
平成22年度	900件
23	5,987件
24	10,664件
25	14,079件
26	16,017件
27	18,464件

減額返還制度は、返還期限猶予制度と同様に、返還困難な事情がある場合に利用することができます。平成22年度に創設された比較的新しい制度で、平成27年度の利用実績は18,464件です。JASSOとしては、この制度をより多くの方々に利用いただきたいと考えています。

5. 延滞した方への働きかけ

返還金 = 次世代の奨学金

返還金は、次世代の学生への奨学金の原資となります。また、奨学金事業には多額の公的資金が投入されており、これらは国民の皆様の負担となっています。

したがって、奨学金は、確実に返還いただかなくてはなりません。

JASSOは、

- 返還できる方からは、しっかりと返還いただき
- 返還が困難な方には、セーフティネットを活用いただく

ことが、大切なことであると考えます。

区 分		平成28年度予算	事業費に占める 返還金の割合
事業費合計（A+C）		1兆944億円	—
うち返還金（B+D）		7,529億円	68.8%
内	第一種奨学金	事業費（A）	3,258億円
		うち返還金（B）	2,350億円
訳	第二種奨学金	事業費（C）	7,686億円
		うち返還金（D）	5,179億円

平成28年度予算では、**7,529億円の返還金**を活用します。このように、元奨学生から次世代の若者へと引き継ぐ仕組みにすることによって、国民の皆様より小さな負担で、より多くの若者を支援することができています。

23万7千件

残念ながら、返還者の方が転居しても、JASSOに届出をいただけない場合があります。

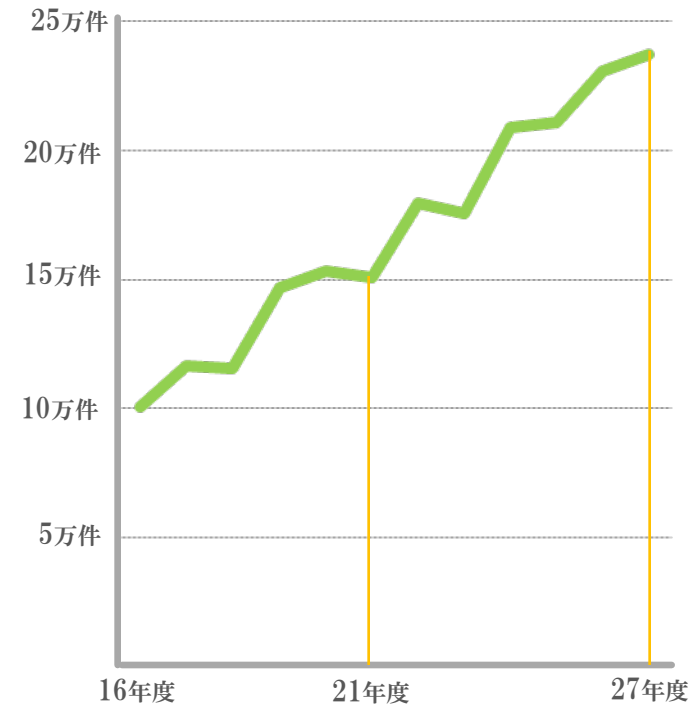
この場合、郵便物が“転居先不明”などの理由でJASSOに返送されます。このような形で返送される件数は、年間で23万7千件にも上ります（平成27年度実績）。

JASSOからお送りする郵送物は、返還を督促する文書だけではありません。返還残額のお知らせや返還困難な方への返還猶予制度等の案内などもあります。

転居した場合には、必ず、新しい住所を届け出てください。

	返戻件数
	JASSOが、各種郵便物を発送した際に、転居先不明等の理由で郵便局から返送された件数
平成16年度	100,561件
17	116,641件
18	115,466件
19	146,977件
20	153,513件
21	150,829件
22	179,412件
23	175,769件
24	209,005件
25	211,165件
26	230,885件
27	237,301件

郵便物の返戻件数の推移（グラフ）



JASSOから郵送した文書が“転居先不明”等で返送される件数は、残念ながら、年々増加しています。JASSOは、その返還者の方の住所を調査することになりますが、そのための費用は、国の負担となってしまいます。

コールセンターへのお問い合わせや、WEBサイト上でも住所変更の届出手続きができるようになっていきますので、必ず、届け出てください。

延滞 3 か月まで

奨学金の返還は、通常、毎月の口座引落としにより行います。

口座の残高が不足するなどにより引落としができなかった場合、延滞3か月までの間、毎月、

- ① 文書による返還の督促と返還期限猶予制度等の案内
- ② 電話による「引落としができなかった」旨や「返還困難な事情がある場合には相談いただきたい」旨等の案内をしています。

なお、引落としが出来なかった方の多くが、3か月以内に延滞を解消しています。

延滞4か月～9か月

多くの方が、入金やセーフティネットの活用により、3か月以内に延滞を解消します。

しかし、延滞期間がある程度長期化した場合には、個々の返還者の実情に合わせた対応が必要になると考えます。

JASSOでは、延滞4か月から9か月までの間、個々の返還者の実情に合わせたきめ細やかな返還の案内ができるよう、**債権回収会社（サービサー）**に回収業務を委託して、

- 個別返還指導
- 返還期限猶予制度の案内 など

を行っています。

機関保証

必ず連帯保証人と保証人を立てなければならないと誤解されていませんか。

そんなことはありません。連帯保証人等を立てる「人的保証」の他に「機関保証」を選択できます。

機関保証とは、貸与期間中（在学中）に**一定の保証料をお支払いいただくことにより、将来、万が一延滞した際に、保証機関（公益財団法人 日本国際教育支援協会）が返還者に代わってJASSOへ返還（代位弁済）するもの**です。

代位弁済後であっても、返還者は保証機関に対して責任を持って返還する必要がありますが、この制度を利用する場合には、連帯保証人（父母等）や保証人（おじ・おば等）等を立てる必要がありません。

「連帯保証人や保証人を頼みづらい」という方、「両親や親戚に迷惑かけたくない」という方は、是非とも、こちらの制度を選択いただければと思います。

第一種奨学金〔大学（学部）で48か月貸与を受けた場合〕

区分		貸与月額	保証料月額 の目安	
大 学	国・公・私立／自宅・自宅外共通	30,000円	1,114円	
	国・公立	自宅	45,000円	1,782円
		自宅外	51,000円	2,143円
	私立	自宅	54,000円	2,269円
		自宅外	64,000円	3,137円

第二種奨学金〔大学（学部）で48か月貸与を受けた場合〕

区分	貸与月額	保証料月額 の目安
大 学	30,000円	1,117円
	50,000円	2,109円
	80,000円	4,297円
	100,000円	5,372円
	120,000円	6,446円

- 保証料は、貸与月額、貸与月数、返還期間、貸与利率(第二種奨学金)等により異なります。
- 第二種奨学金の貸与利率は変動するため、上記の金額とは異なる場合があります。上記の保証料月額は、平成28年度採用者の目安です。
- 保証料は、原則としてJASSOが貸与期間中に振り込む毎月の奨学金から差し引く形で徴収し、保証機関に支払います。

機関保証を利用いただくことのメリットは、**自らの意志と責任において奨学金の申込みができることと、割安な保証料で保証が受けられることです。**

法的処理

人的保証を選択した方については、文書や電話による働きかけや、債権回収会社による個別返還指導を経ても、連絡も取れず、また入金も返還期限猶予制度の申請も無い場合、法的処理を実施します。

ただし、延滞9か月を超えたからと言って、直ちに裁判所への手続きに入る訳ではありません。必ず、事前に「裁判所へ支払督促申立をする」旨を予告する文書をお送りしています。それでも返還猶予の手続きや入金がない場合には、裁判所への手続きを執ることになります。

返還できないご事情がある場合には、このような状況になる前に、必ずご相談いただきたいと思います。

〔督促等の流れのイメージ（人的保証の場合）〕

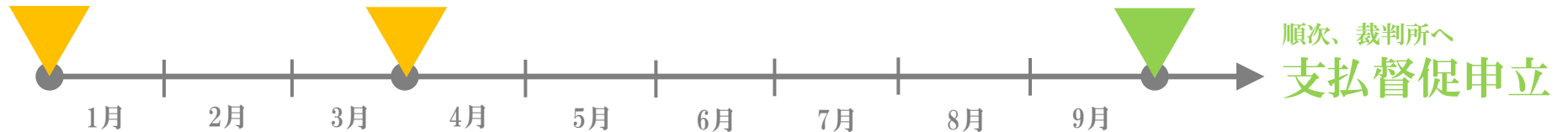
文書や電話による働き掛け

- ・振替口座への入金をお願い
- ・返還期限猶予制度の案内 等

債権回収会社への業務委託

- ・個別返還指導（文書、電話、訪問）
- ・返還期限猶予制度の案内 等

支払督促申立の予告



返還が滞っている方への働き掛けは、その延滞期間に応じて段階を踏みます。ある日、突然に裁判所への手続を執るということはありません。JASSOでは、法的処理に至る前に、必ず、お送りした文書をご覧いただき、返還困難なご事情があれば、相談いただきたいと思います。

5,432件

平成27年度中に訴訟※へ移行した件数です。

訴訟へ移行しても、ほとんどの場合、分割返還による和解で解決しています。

「訴訟」というと、非常に厳しいものの様にも感じられるかもしれませんが。しかし、実態としては、多くの場合、一度、延滞してしまった方が、改めて返還していただくための再スタートの機会となっています。

※ ここでいう「訴訟」とは、JASSOが裁判所へ支払督促を申し立てた後に、債務者の方が裁判所へ異議申立をしたことにより通常訴訟へ移行したものを指しています。

	返還者数 (A)	法的処理件数 (単位：債権)			
		支払督促申立 (B)		異議申立 (C)	
		JASSOが、裁判所に対して 支払督促申立をした件数	(A) に対 する比率	裁判所からの支払督促に対 し、返還者が異議申立を行 い、通常の訴訟へ移行した 件数	(A) に対 する比率
平成16年度	1,848千人	208件	0.01%	58件	0.00%
17	1,989千人	454件	0.02%	266件	0.01%
18	2,156千人	1,181件	0.05%	547件	0.03%
19	2,356千人	2,857件	0.12%	1,407件	0.06%
20	2,538千人	2,173件	0.09%	1,504件	0.06%
21	2,731千人	7,713件	0.28%	4,233件	0.15%
22	2,920千人	7,390件	0.25%	4,143件	0.14%
23	3,117千人	10,005件	0.32%	5,946件	0.19%
24	3,334千人	9,583件	0.29%	6,193件	0.19%
25	3,535千人	9,043件	0.26%	6,082件	0.17%
26	3,741千人	8,495件	0.23%	5,039件	0.13%
27	3,928千人	8,713件	0.22%	5,432件	0.14%

平成20年度以降の「行政支出総点検会議」や「行政減量・効率化有識者会議」、各種行政機関などの外部からの指摘もあり、返還金という次世代の奨学金の原資を確保するため、法的処理の早期化を図ってまいりました。JASSOとしては、**返還**できる方からは、**しっかりと返還いただくことが大切**であると考えています。

6. その他 (誤解されがちなこと、知られていないこと)

利率固定方式

0.16%

利率見直し方式

0.10%

平成28年3月に卒業した場合の、第二種奨学金（有利子）の貸与利率です。

この利率は、JASSOが国から借り入れた財政融資資金を償還する時の利率と同率で設定されます。

つまり、JASSOは、返還者の皆様からいただいた利息をそのまま国へ償還しているため、この利息によってJASSOが得る利益は一切ありません。

また、法令の定めにより、万が一、財政融資資金の利率が3%を超えた場合であっても、奨学生に貸与する際の利率は3%を超えることはありません。（3%が上限となっています。）

貸与終了年月	利率見直し方式※	利率固定方式
平成17年3月	—	0.60%
平成18年3月	—	1.00%
平成19年3月	—	1.30%
平成20年3月	0.90%	1.50%
平成21年3月	0.80%	1.50%
平成22年3月	0.60%	1.52%
平成23年3月	0.60%	1.41%
平成24年3月	0.40%	1.17%
平成25年3月	0.20%	1.08%
平成26年3月	0.20%	0.82%
平成27年3月	0.10%	0.63%
平成28年3月	0.10%	0.16%

※ 5年毎に見直された利率が適用されます。

第二種奨学金の利率は、低水準で推移しています。また、万が一、財政融資資金の利率が3%を超えた場合であっても、第二種奨学金を奨学生にお貸しする際の利率は、3%を超えることはありません。

個人信用情報機関

いわゆる「ブラックリスト」というものは存在しません。

JASSOが利用している個人信用情報機関は、皆様がクレジットカードを作ったり、携帯電話を分割払いで購入したりする際に登録される機関と同様の機関です。

一般的に、金融機関等でローン等の契約をする場合、延滞の有無に関係なく、始めから、個人情報を登録します。JASSOの場合は、延滞3か月以上にならないければ登録はしていません。

また延滞情報を登録した後も、延滞を解消した場合には、「延滞を解消し、きちんと返している」という情報が登録されることとなります。

これは、ペナルティではなく、奨学金を延滞している返還者の方が、他の金融機関から重複して過剰に借り入れてしまうような**多重債務化することを防ぐため**に実施しているものです。

	個人信用情報機関 への登録件数※1	(債権数) 【参考】同意書提出者数※2
平成22年度	4,469件	672,617件
23	6,908件	1,038,004件
24	9,871件	1,417,952件
25	13,047件	1,825,875件
26	17,279件	2,218,406件
27	20,350件	2,599,974件

※1 各年度中に、新たに個人信用情報機関に個人情報を登録した件数です。

※2 3か月以上延滞した場合に個人信用情報機関へ個人情報を登録される旨の「同意書」を提出した要返還者の債権数で、各年度末時点での数値を集計しています。

個人信用情報機関への登録は、その旨を**同意された方のみが対象**となります。JASSOが「同意書」の提出をお願いするようになったのは、平成21年度以降に奨学金の貸与を受けた奨学生からです。それ以前の「同意書」を提出していない奨学生は、登録の対象とはなりません。

一見、登録件数が急増しているかのように見えますが、これは、母数（「同意書」の提出件数）が多くなっていることによるものです。

特に優れた業績による 返還免除

9,188人
122億円

平成27年度に「特に優れた業績による返還免除制度」により、奨学金の返還が免除となった学生数とその金額です。

大学院（修士・博士）の第一種奨学金には、在学中に特に優れた業績を挙げた学生に対して、貸与した奨学金の一部または全部を免除する制度があります。それが、この免除制度です。

貸与期間終了時に、本人からの申請と学校長からの推薦により、特にすぐれた業績を挙げた者として機構が認定した者の返還を免除するものですが、結果的に給付型奨学金としての意味合いを持つものになります。

	免除者数	免除金額
平成16年度	—	—
17	551人	4億円
18	5,927人	80億円
19	8,166人	131億円
20	8,565人	139億円
21	9,579人	152億円
22	8,805人	137億円
23	9,866人	145億円
24	9,048人	125億円
25	9,670人	130億円
26	9,472人	126億円
27	9,188人	122億円

この制度は、**大学院進学へのインセンティブの付与**、**大学院生の質的向上等**の観点から、平成16年度の採用者から適用されている制度ですが、近年では毎年度、人数で1万人弱、金額にして100億円を上回る規模で返還を免除しています。

いただいたご寄附

年間 2億2千万円

平成27年年度中にJASSOが元奨学生の方等からいただいた、寄附金（学生支援寄附金）の金額です。

毎年、全額を返還し終えた多くの元奨学生の方々から、感謝の言葉を添えて、たくさんのご寄附をいただいています。

これらの寄附金は、自然災害等で被災した学生の学業継続を支援する『JASSO支援金』や、各分野で優れた業績を挙げた学生を奨励・援助する『優秀学生顕彰』に活用しています。

	学生支援寄附金 受入金額
平成16年度	3,030万円
17	2,885万円
18	18,506万円
19	10,689万円
20	6,917万円
21	8,241万円
22	11,286万円
23	16,223万円
24	9,383万円
25	19,944万円
26	8,968万円
27	21,578万円

平成16から27年度までの12年間の

平均寄附金受入額

1億1,470万円/年

いただいた寄附金で、こんな学生支援事業を実施しました

○ JASSO支援金

自然災害等により被災した学生等が学業を継続するための支援金（10万円/人）を支給しました。

⇒ [平成27年度支援実績] 313人

○ 優秀学生顕彰

各分野で優れた業績を挙げた学生等を奨励・支援し、もって21世紀を担う優れた人材の育成に資するため、『優秀学生顕彰』を実施しました。

⇒ [平成27年度顕彰実績] 60人

元奨学生の奨学金への想いや、一般の方々の学生を支援したいという気持ちが、毎年、1億円もの寄附金に形を変えて、JASSOに届いています。

おわりに

様々な報道等をご覧になって、誤解されていた方も多いのではないのでしょうか。

返したくても返せない、そんな時には返還猶予制度や減額返還制度があります。第二種奨学金の利息は、とても低い利率で設定されています。延滞している人の全体に占める割合はわずかであり、その人数は年々少なくなっています。

このように、JASSOの奨学金は、一般的な教育ローンなどと比べても、利用し易いものとなっています。

JASSOの奨学金は、高等教育機関で学ぶ学生の皆様に『安心』を提供するものとして、これまで多くの方々を支援してまいりました。

先輩奨学生が後輩奨学生に引き継ぐことによって、国民の皆様の少ない負担で、より多くの若者を支援できる仕組み。それが貸与型を採用しているJASSOの奨学金の特徴です。

これまで多くの方々から最後まで返還いただき、次世代の若者に引き継ぐことができています。JASSOは、これらの方々に心から感謝しています。

今後も、JASSOは国の奨学金事業の実施機関として、適切な事業運営に努めてまいります。